

富士箱根伊豆交流圏構想

国際観光地にふさわしい屋外広告物への取組

国際観光地にふさわしい屋外広告物検討プロジェクトチーム

(山梨県・静岡県・神奈川県)

平成31年3月1日

国際観光地にふさわしい屋外広告物への取組について

1 山静神サミット

平成18年から山梨、静岡、神奈川の三県知事により「山静神サミット」を開催し、観光施策、防災対策、環境対策等について三県で連携して取り組んでいます。なお、環境対策における取組のテーマの一つである「景観形成」については、平成20年度から、各県の景観担当者による意見交換会、合同現地視察、屋外広告物に対する連携した取組等を実施してきました。

2 富士箱根伊豆交流圏構想

平成21年10月に開催された山静神サミットにおいて、交流圏における広域的な行政課題に対し、三県がこれまでの実績を活かし、関係市町村などと協力しながら連携して取り組むことで、将来にわたり交流圏の活性化を図ることを目的として策定されました。

三県が交流圏の将来像を共有しつつ推進する広域連携施策が示され、環境対策の景観形成に向けた取組として、「魅力的な公共空間の景観づくり（おもてなし道路の創出）」と「国際観光地にふさわしい屋外広告物への取組」が記載されています。

●構想の期間 平成21年度から平成30年度まで（10年間）

●構想の対象地域 43市町村

| | |
|--------|--|
| 【山梨県】 | 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、市川三郷町、身延町、南部町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 |
| 【静岡県】 | 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町 |
| 【神奈川県】 | 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 |

魅力的な公共空間の景観づくり（おもてなし道路の創出）

景観配慮が特に必要となる地域において、公共施設を中心とした民地を含む一体的な魅力ある「公共空間」の景観づくりを実施する。

国際観光地にふさわしい屋外広告物への取組

「魅力的な公共空間の景観づくり（おもてなし道路の創出）」による取組を母体としながら、屋外広告物の是正・改善に向けて、三県及び関係市町村が連携し、普及啓発から規制・誘導、集中取締りなどを行う。

3 国際観光地にふさわしい屋外広告物検討プロジェクトチーム

富士箱根伊豆交流圏構想に位置付けられた「魅力的な公共空間の景観づくり（おもてなし道路の創出）」と「国際観光地にふさわしい屋外広告物への取組」の実現に向けて、主に屋外広告物行政の面から実現方策の検討等を行うため、「国際観光地にふさわしい屋外広告物検討プロジェクトチーム」を発足しました。

プロジェクトチームメンバー（三県及び代表市町村）

山梨県、富士河口湖町、山中湖村、静岡県、富士宮市、神奈川県、小田原市、箱根町

プロジェクトチームの取組方針とプロジェクト会合の開催状況

| ファースト・ステップ(H21.10~H22.9の1年間) | | |
|------------------------------|--------------|---|
| モデル地区の選定と取組内容の方針決定 | | |
| 県名 | モデル地域 | 取組み内容 |
| 山梨県 | ① 山中湖畔地区 | 違法看板の是正指導 |
| | ② 富士河口湖地区 | 警察部局との連携によるラブホテル看板の是正指導 |
| 静岡県 | ① 富士宮市朝霧地区 | 案内看板の集合化の推進 |
| | ② 新東名新富士IC周辺 | 看板の乱立防止対策の推進 |
| | ③ 東伊豆町稲取地区 | 自然公園法の担当部局と連携した啓発活動 |
| 神奈川県 | ① 箱根関所通り地区 | 景観まちづくり協力店認定制度の創設 違反のぼり旗の代替案として関所通りマップ作成 |

| セカンド・ステップ(H23.10 ~H26.9 開始から5年間) | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●三県連携による一斉活動（H24～ ） 屋外広告物除却キャンペーン ちらし配布による啓発 一斉活動の継続 活動の質的向上策 | <ul style="list-style-type: none"> ●モデル地区の取組の実施 ↓（定期的に状況報告） モデル地区の取組は一定の成果を達成 ↓ 事例集のとりまとめ ↓ モデル地区の取組を構想対象市町村に普及 |

| ファイナル・ステップ(H26.10~H30.9 残り5年間) | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●三県連携による一斉活動（H24～ ） 屋外広告物除却キャンペーン ちらし配布による啓発 【参加者、除却数の実績】 | <ul style="list-style-type: none"> ●モデル地区の取組をエリア全体に普及 ↓（定期的に状況確認） 対象市町村での取組事例の収集 事例集の更新 |

プロジェクトチームの取組結果（中間報告）

●三県連動による一斉活動（違反屋外広告物一斉除却キャンペーン）

プロジェクトチームの活動の一環として、富士箱根伊豆交流圏にある主要な道路を中心に屋外広告物の適正な表示の普及啓発と改善に向けた三県一斉除却キャンペーンを平成 24 年度から実施しています。

三県一斉活動実績(平成 24 年～平成 30 年)

| 実施期間 | 簡易除却 (件) | ちらし配布 (枚) | 参加者 (人) |
|---------------------------|-------------|--------------|------------|
| 平成 24 年 8 月 20 日から 24 日まで | 821 | 543 | 216 |
| 平成 25 年 7 月 1 日から 5 日まで | 306 | 478 | 171 |
| 平成 26 年 9 月 1 日から 10 日まで | 628 | 784 | 272 |
| 平成 27 年 9 月 1 日から 10 日まで | 240 | 722 | 177 |
| 平成 28 年 9 月 1 日から 10 日まで | 151 | 878 | 167 |
| 平成 29 年 9 月 1 日から 10 日まで | 333 | 820 | 157 |
| 平成 30 年 9 月 1 日から 10 日まで | 213 | 572 | 156 |

●モデル地区の取組事例のとりまとめ

各県それぞれ重点的に取組を推進する地域をモデル地区として設定し、取組状況をプロジェクト会合で定期的に報告し、取組手法や情報の共有を図ってきました。モデル地区の選定から概ね 9 年が経過した現在においては、取組がモデル地区以外にも広がり、成果が着実に出てきています。

プロジェクトチームは、今後も取組が構想対象市町へ普及することを推進するため、これまでの取組及び効果等を整理し、事例集としてまとめました。

事例〇 取組事例のタイトル【市町村名】

各事例の取組内容を表すタイトルと、事例対象地の自治体名称を示しています。

| | | | | | |
|----------|--------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 1 是正指導 | 2 看板撤去・集合化 | 3 規制・誘導 | 4 他部局連携 | 5 まちづくり | 6 その他 |
|----------|--------------|-----------|-----------|-----------|---------|

各事例で得られる改善方策を、■色分けで示しています。

概要【ここがポイント】

各事例の特徴やポイントを説明するとともに、どのようなノウハウが得られるのかを示しています。

各事例の説明を「きっかけ（経緯）」、「取組（実施内容）」、「取組の成果・効果」の3段階に分けています。なぜその取組を実施することとなったのか取組のきっかけを大切にし、取組を一步一步進めてきた実施者の改善への「強い思い」と「根気強い取組」を伝えることを意図しています。

| 段階 | 説明 |
|--------------|--|
| きっかけ (経緯) | 取組前の状況や課題など、なぜその取組を実施しようと思ったのかを示しています。詳細は、右ページで写真等を用いて補足しています。 |
| 取組 (実施内容) | 具体的な取組施策（行政的処理等）の概要を示しています。詳細は、右ページで写真等を用いて補足しています。 |
| 取組の 成果・効果 | 取組の結果や周辺への波及効果などを示しています。詳細は、右ページで写真等を用いて補足しています。 |

ポイント

取組を実施する際に、苦勞した点や工夫をした点などポイントとなった事項を箇条書きで示しています。

事例集目次

| 事例名 | | 実施モデル地区、市町村 |
|-------|--------------------------|------------------|
| 事例 1 | 山中湖クリーンアップ作戦 | 山中湖畔地区 |
| 事例 2 | 他機関と連携した屋外広告物の指導 | 富士河口湖地区 |
| 事例 3 | 森に溶け込む集合看板を創る | |
| 事例 4 | 案内看板の集合化の推進 | 富士宮市朝霧地区 |
| 事例 5 | IC 周辺の乱立防止策（景観形成型広告整備地区） | 新東名新富士 IC 周辺地区 |
| 事例 6 | 屋外広告物の整除に向けた取組 | 東伊豆町稲取地区 |
| 事例 7 | 住民と協働して魅力的な公共空間を演出 | 箱根関所通り地区 |
| 事例 8 | 城下町の屋外広告物 | 小田原市 |
| 事例 9 | 屋外広告物早期改善補助制度 | 御殿場市 |
| 事例 10 | 本栖湖畔看板撤去・集約化 | 富士河口湖町 |
| 事例 11 | 屋外広告物規制強化 | 富士吉田市・鳴沢村・富士河口湖町 |

事例1 山中湖クリーンアップ作戦【山中湖村】

| | | | | | |
|--------|-------------|---------|---------|---------|-------|
| 1 是正指導 | 2 看板撤去・集合理化 | 3 規制・誘導 | 4 他部局連携 | 5 まちづくり | 6 その他 |
|--------|-------------|---------|---------|---------|-------|

概要【ここがポイント】

山中湖村内全域（家庭内を除く。）において、景観を阻害していると思われる不要物（流木、廃船、鉄くず、廃車両等）の処理と合わせて著しく美観風致を害している屋外広告物の撤去を行った。この事業の趣旨に賛同した建設事業所・民間事業所の従業員がボランティアとして参加し、また、地元漁協や観光船協会などの協力も得て事業を展開した。

| 段階 | 説明 |
|--------------|---|
| きっかけ (経緯) | 村民一人ひとりの美観意識を高め世界文化遺産の構成資産保護の弾みとすると同時に「環境美化宣言」を実施し、地域住民が世界に誇れる「山中湖」を目指すことを目的とした「山中湖クリーンアップ作戦」を実施し精美されたことにより、著しく美観風致を害している屋外広告物がより目立つようになった。 |
| 取組 (実施内容) | <ul style="list-style-type: none"> ● 第1回山中湖クリーンアップ作戦（H23.12月） <ul style="list-style-type: none"> ・湖に放置されている流木、廃船、鉄くず、廃タイヤなどの処理回収 ・湖畔、道路沿いに散乱している燃えるごみ、燃えないごみの回収 ・景観を阻害している倉庫代用の廃車両、自転車の回収 ● 第2回山中湖クリーンアップ作戦（H24.6月） ● 第3回山中湖クリーンアップ作戦（H25.6月） <ul style="list-style-type: none"> ・第1回の内容の他、景観を阻害している廃看板等不要物の撤去 |
| 取組の 成果・効果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 富士山世界文化遺産の構成資産保護、また、景観行政団体の位置づけを再確認し、更に景観を阻害している観光地の現状を見直すことを村民へ意識づけできた。 ● 水域だけでなく、村内全域が対象範囲であるため、より一層山中湖の景観が美しくなった。 |

- ポイント**
- 広範囲において看板以外の景観阻害物件を撤去したことにより目に見えた成果が得られた。
 - 建設事業者がオペレータ付きで重機を提供してくれたので、通常困難である作業もスムーズに行うことができた。
 - 継続事業と合わせて実施したことにより新たな経費計上が不要であった。

1 きっかけ（経緯）

古くなった廃看板などで街並みや湖畔の景観が阻害されていた。



2 取組（実施内容）

事前に調査した廃看板を重機など使用し、撤去・回収を実施した。



3 取組の成果・効果

作業終了後の湖畔は写真の通りきれいになった。



4 位置図



問合せ先 | 山梨県山中湖村企画まちづくり課まちづくり推進係

tel:0555-62-9972

e-mail:kikaku@vill.yamanakako.lg.jp

事例2 他機関と連携した屋外広告物の指導【富士河口湖町】

| | | | | | |
|---------|-------------|----------|----------|----------|--------|
| 1 是正指導 | 2 看板撤去・集合化 | 3 規制・誘導 | 4 他部局連携 | 5 まちづくり | 6 その他 |
|---------|-------------|----------|----------|----------|--------|

概要【ここがポイント】

平成 22 年 7 月に改正「風営適正化法施行令」が公布され、新たにラブホテルに該当する業者は、平成 23 年 1 月 1 日から 31 日までの間に風営法の届出を行わなければ、ラブホテル業が継続できないこととなった。平成 23 年 1 月までに行う風営法の届出に向けて全県的な取組みとして、警察部局と連携し類似ラブホテルが掲出する県屋外広告物条例に違反する看板の是正指導を集中的に実施した。

| 段階 | 説明 |
|--------------|---|
| きっかけ (経緯) | <p>当町国道 139 号沿線（重点地域）には 6 軒の類似ラブホテルが存在し、それらが掲出する違法看板が景観上大きな問題となっていた。</p> <p>平成 22 年 7 月に改正「風営適正化法施行令」が公布された。</p> |
| 取組 (実施内容) | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 22 年 10 月 13 日：ラブホテル等対策連絡協議会準備会の開催 ● 同 10 月：県下一斉に類似ラブホテル看板の調査実施 ● 同 11 月 4 日：ラブホテル等対策連絡協議会の開催 ● 同 11 月 11 日：担当者会議 現地調査の詳細な打ち合わせ ● 同 11 月 24 日：類似ラブホテルへの合同立入り調査及び是正指導 ● 同 11 月～12 月：再三の指導（警察官立会いによる是正指導もあり） ● 平成 23 年 6 月 28 日 ラブホテル等対策連絡協議会の開催 |
| 取組の 成果・効果 | <ul style="list-style-type: none"> ● ラブホテルの違反看板件数 25 枚中是正完了 13 枚（3 事業者）。是正未完了の 12 枚については大型建植広告であり、改善にかかる費用等を考慮し段階的に撤去することとしている。 ● 周辺の看板も集合化が進むようになった。 |

ポイント

- 事業者においては、まだ景観よりは商売との意識が強く、自発的な改善は困難であった。
- 他の同業者も同時に景観整備をすることであれば、それなりに協力はするとの事業者もいた。
- 風営法を所管する警察部局との連携により、今までは是正ができなかった案件も解決することができた。
- 風営法の届出を行わなかったホテル業者の看板には是正が進んでいない物もあるので、引き続き指導していく。

1 きっかけ（経緯）

ラブホテル違法看板 25 枚。景観を阻害していた。



2 取組（実施内容）

合同立入り調査において、個別法の違反事実が判明した場合は、それぞれの所管する部局の対応となるが、処罰の適用が必要など「重大な違反」と考えるときは、風営法の届け出を不受理とすることを協議会で確認した。また、警察官が入ることで相手に行政の強い意志が伝わると共に、真摯な態度で対応してくれるため指導がスムーズに行えた。（6 事業者 28 基を対象）

3 取組の成果・効果



県屋外広告物条例に定める表示面積となるよう改善され、沿道の景観が改善された。

未だ 3 事業者においては、建植看板など 12 枚が条例違反であるが改善にかかる費用等を考慮し段階的に是正するよう指導している。

4 位置図



問合せ先 | 山梨県富士河口湖町都市整備課公園管理係

tel:0555-72-1976 e-mail:toshiseibi@town.fujikawaguchiko.lg.jp

事例3 森にとけこむ集合看板を創る【富士河口湖町】

| | | | | | |
|---------|-------------|----------|----------|----------|--------|
| 1 是正指導 | 2 看板撤去・集合化 | 3 規制・誘導 | 4 他部局連携 | 5 まちづくり | 6 その他 |
|---------|-------------|----------|----------|----------|--------|

概要【ここがポイント】

乱立している看板を整理統合することにより、国際観光地にふさわしい美しい景観を取り戻すことを目的として、平成 11 年度より進めてきた「集合看板整備事業」として平成 25 年現在支柱 30 基看板 245 枚設置されているが、未だ町内には県屋外広告物条例に違反する看板が約 600 枚乱立している。今後も各主要交差点等の公有地等には年 2 基看板支柱を設置していき、乱立している看板を集合看板整備事業に協力するよう促し、景観に配慮した町づくりの必要がある。

| 段階 | 説明 |
|--------------|---|
| きっかけ (経緯) | 平成 11 年当時、乳ヶ崎北交差点・東恋路交差点には、かなり大きい道標看板等が乱立しており、景観を著しく阻害しているため公費により集合看板整備事業を始めた。 |
| 取組 (実施内容) | <ul style="list-style-type: none"> ● 看板が乱立している（今後乱立しそうな）交差点等の看板設置者に、景観の重要性を説明し、既設看板の撤去と集合看板整備事業への協力をお願いする。 ● ある程度の賛同者が集まった後、承諾書を提出して頂き、事業協力金として両面の場合は 5 万円・片面の場合は 2 万 5 千円を徴収する。 ● 看板の扱いとしては「町の看板」とするため、以後の維持管理は町が負担する。 ● 平成 11 年度から年 1～3 基を設置した ● 平成 24 年度以降は年 2 基の設置(予算 100 万円)をしている |
| 取組の 成果・効果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 通常、是正か撤去しか選択肢がない違法看板に対して、この事業は違法看板是正かつ、景観にも配慮されているので、成果・効果は非常に大きい。 ● この事業を継続してきた事により、看板設置者の理解が得られるようになってきている。 |

ポイント

- 看板支柱を擬木（モルタル造）とした事で、木々の多い我が町の景観に馴染んでいる。
- 看板設置枚数（最大 12 枚）よりも設置希望者がいた場合の取扱いに苦勞した（地元観光協会に選定をお願いした。）。
- 既存看板が借地契約期間中の場合、期間途中の撤去が困難な場合もある。

1 きっかけ（経緯）

乳ヶ崎交差点及び東恋路交差点では、許可基準不適合看板の乱立が目立っていた。



乳ヶ崎交差点



東恋路交差点

2 取組（実施内容）

乱立しそうな（している）交差点では集合看板を「なるべく公有地」に設置していった。



公有地の確保

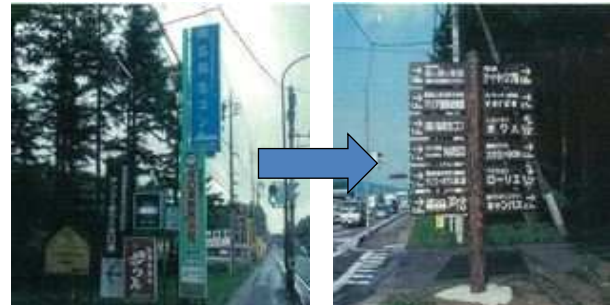
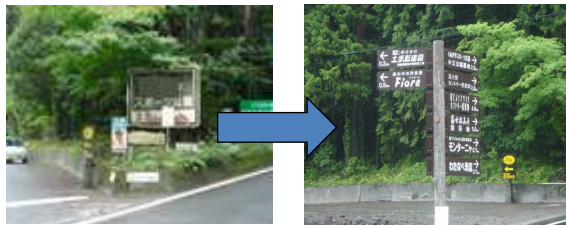


擬木柱の設定



3 取組の成果・効果

乱立していた違法看板に対して集合看板へ集約かつ是正を完了した。
国際観光地としてのイメージが向上した。



4 位置図



広域地図



拡大図

富士河口湖町全域（町内 29 か所に設置）

問合せ先 | 山梨県富士河口湖町都市整備課公園管理係

tel:0555-72-1976 e-mail:toshiseibi@town.fujikawaguchiko.lg.jp

事例4 案内看板の集合化の推進【富士宮市】

| | | | | | |
|---------|-------------|----------|----------|----------|--------|
| 1 是正指導 | 2 看板撤去・集合化 | 3 規制・誘導 | 4 他部局連携 | 5 まちづくり | 6 その他 |
|---------|-------------|----------|----------|----------|--------|

概要【ここがポイント】

富士山周辺における景観向上の大きな阻害要因が、乱立する野立て看板等の屋外広告物である。このため、屋外広告物条例に違反している看板の規制・撤去とともに適切な案内情報の提供を行うための方策として、「集約案内サイン」の設置及び維持管理について、地権者・広告掲出者・地元関係者（自治会・事業者）やNPO、行政（国・県・市）の協働によりコンセンサスを形成し、取組を推進した。

| 段階 | 説明 |
|--------------|---|
| きっかけ (経緯) | 富士山周辺における景観向上の大きな阻害要因が、乱立する野立て看板等の屋外広告物である。このため、既にこのテーマについて検討している国・県・市・地元自治会・地元事業者・NPO等の連携団体である「朝霧地区景観形成ワークショップ会議」により、案内看板の集約化に関する活動に取り組んだ。 |
| 取組 (実施内容) | <ul style="list-style-type: none"> ● 県境に第1基目の集約案内サインを設置。（作成・設置は地元財産区）（H22） ● 朝霧地区景観形成ワークショップ会議で整備方針・内容を確認（H23） ● 国道139号、県道414号の交差点4か所において、既設看板等の集約化実験を実施（H23：国土交通省「公募型社会実験（富士山すっきり集約サイン設置実験事業）」H23、24：静岡県「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」） ● 運転者等モニター調査（4か所各約50～60名） ● 既存の看板の撤去を実施し、設置した集約案内サイン板と維持管理について土地所有者（市・民間企業）と協定を結び、移管を行った。 ● 集約サインのサイズ、配置の考え方を「ガイドライン」として整理（H24） |
| 取組の 成果・効果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 集約案内サインの設置と維持管理について、新たな協働の仕組みの構築ができた。 ● 集約案内サインができたことにより、有効な案内情報の提供ができるようになったとともに乱立看板がなくなり地域の景観が向上した。 ● 地域の景観への意識の高揚に繋がり、景観に配慮した看板が増加した。 |

ポイント

- 地元住民の巻き込みについて・・・朝霧地区景観形成ワークショップ会議にて合意形成を図った。
- 企業等の利権者との調整・・・看板設置者（広告主）へのインセンティブが働く仕組みづくり。
- 自然公園法、道路法などの他法令との調整・・・庁内関係課、国、県と調整し合意を得た。
- その他・・・ぐるり富士山風景街道への展開が期待される。

1 きっかけ（経緯）

国道 139 号や県道富士富士宮線の沿道の交差点部に乱立している屋外広告物は、自然公園法の特別地域内であるが、基準不適合の看板が乱立している。平成 19 年度、朝霧地区景観形成ワークショップ会議の活動で老朽化等により美観を損ねていた看板の撤去を行う中、参加者から、撤去するだけでなくモデル的な看板を設置したらどうかという意見があり、乱立する看板の集合化について検討を開始した。



2 取組（実施内容）

朝霧地区景観形成ワークショップ会議において、盤面の大きさや文字の形状、ピクトグラムの配置などのデザインについて検討や現地調査を行った。モニター調査では、案内サインの周辺環境との調和性や視認性の向上について地元住民や運転手等に意見を伺い、高い評価を得た。

朝霧地区景観形成ワークショップ会議において、盤面の大きさや文字の形状、ピクトグラムの配置などのデザインについて検討や現地調査を行った。モニター調査では、案内サインの周辺環境との調和性や視認性の向上について地元住民や運転手等に意見を伺い、高い評価を得た。



3 取組の成果・効果

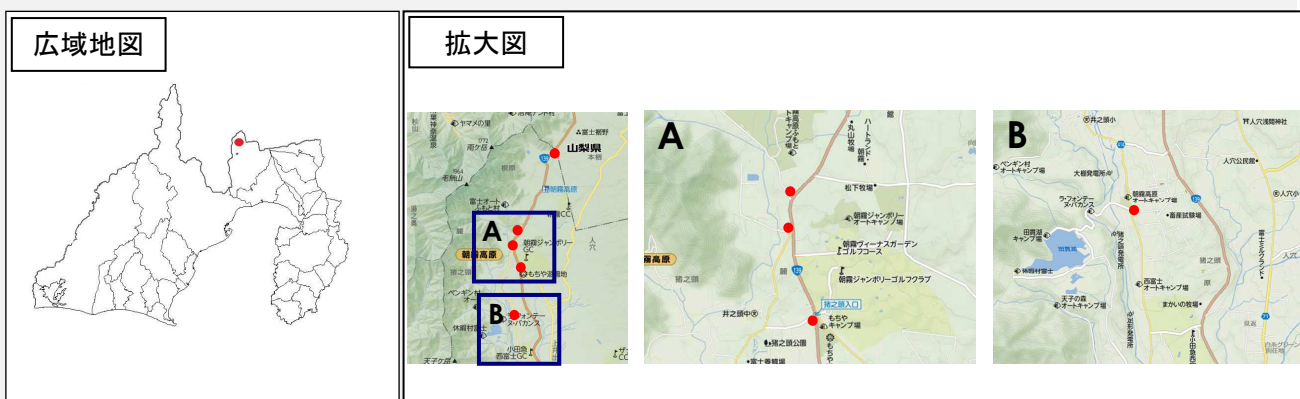
ガイドラインの作成により、継続的な集約案内サイン設置の指針を示すことができた。集約案内サイン設置に伴いガードレールのダークブラウン化を行う等、周辺の景観が向上し、地域の景観に対する意識が高まり、景観に配慮した看板が増加した。

ガイドラインの作成により、継続的な集約案内サイン設置の指針を示すことができた。集約案内サイン設置に伴いガードレールのダークブラウン化を行う等、周辺の景観が向上し、地域の景観に対する意識が高まり、景観に配慮した看板が増加した。



ガイドライン（一部抜粋）

4 位置図



問合せ先 | 静岡県富士宮市都市計画課

tel:0544-22-1166 e-mail:toshi@city.fujinomiya.lg.jp

事例5 IC周辺の乱立防止策(景観形成型広告整備地区)【富士市】

| | | | | | |
|---------|-------------|----------|----------|----------|--------|
| 1 是正指導 | 2 看板撤去・集合化 | 3 規制・誘導 | 4 他部局連携 | 5 まちづくり | 6 その他 |
|---------|-------------|----------|----------|----------|--------|

概要【ここがポイント】

富士市では、平成23年度に「富士市屋外広告物基本計画」を策定し、併せて「富士市屋外広告物条例」を制定し、平成24年4月1日から施行している。基本計画では、屋外広告物の規制誘導が特に必要な6地区4路線を「広告整備地区」に指定している。このうちの1つである新東名インターチェンジ周辺地区は、新東名の開通とともにインターチェンジに隣接した場所柄、屋外広告物の乱立が懸念されるため、周辺の環境への調和に配慮し、必要最小限の屋外広告物の設置となるように規制誘導を行うことが重要であり、そのための方策を推進した。

| 段階 | 説明 |
|--------------|--|
| きっかけ (経緯) | 新東名新富士ICは、平成24年度に開通する新東名高速道路のうち、富士山にもっとも近い高速道路ICとなる。そのため、現在のはのかな風景が広がっているが、今後予想される周辺の開発とともに、無秩序な看板の乱立が懸念される。そのため、無秩序に看板が出させない方策を検討した。 |
| 取組 (実施内容) | <ul style="list-style-type: none"> ● 業者や市民で構成する「富士市屋外広告物基本計画策定市民懇話会」を設置し3回にわたり会議を開き、提言をまとめた。(H22) ● 県屋外広告物条例により、新東名新富士ICへのアクセス道路(県道一色久沢線)を特別規制地域に指定(H23) ● 富士市屋外広告物基本計画を策定(H23) ● 富士市屋外広告物条例を制定し、平成24年4月1日から施行(H24) ● 屋外広告物の規制誘導が特に必要な6地区4路線を広告整備地区に指定(H25) |
| 取組の 成果・効果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 無秩序な看板の乱立を防いでいる。 ● 広告整備地区に指定したため、上乘せ規制で、地区内にある施設に対する案内看板しか出せないため、看板の数が大幅に増えないと思われる。 |

ポイント

- インター周辺の区画整理事業区域内であり、担当部署との連携をとり、設置を希望する業者に事前に指導している。

1 きっかけ（経緯）

富士山にもっとも近い、新東名インターチェンジの出口であり、案内看板を設置したくなるような立地であるが、イメージ図のように看板を乱立させてしまつては、景観を損ねてしまうため、規制誘導を行うルールづくりを目指した。



イメージ図

2 取組（実施内容）

- ・富士市屋外広告物基本計画を策定（H23）
- ・富士市屋外広告物条例を施行（H24）
- ・景観形成型広告整備地区を指定（H25）
- ・土地区画整理事業区域内のため、お互いに連携をとって申請漏れを防ぎ、計画段階で条例について詳しく説明し、違反物件を設置させないようにしている。

3 取組の成果・効果

現在の状態が写真のとおりであり、広告物の乱立という状態にはなっていないため、今後も継続して景観の維持に努めていきたい。



4 位置図



問合せ先 | 静岡県富士市建築指導課

tel:0545-55-2909 e-mail: kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp

事例6 屋外広告物の整除に向けた取組【東伊豆町】

| | | | | | |
|---------|-------------|----------|----------|----------|--------|
| 1 是正指導 | 2 看板撤去・集合化 | 3 規制・誘導 | 4 他部局連携 | 5 まちづくり | 6 その他 |
|---------|-------------|----------|----------|----------|--------|

概要【ここがポイント】

伊豆地域には、多彩な自然景観や歴史ある温泉街のまち並み景観等があり、特に国立公園に指定されている海岸線の景観は美しい。この地域を訪れる人に、この美しい景観を楽しんでもらうためには、道路の修景と合わせ、沿道の良い景観を形成する必要がある。このため、地域内の5市5町と県でワーキングを設置し、国際観光地にふさわしい屋外広告物のルールづくりと改善に向けた取組を行った。

| 段階 | 説明 |
|--------------|---|
| きっかけ (経緯) | 伊豆地域は全国有数の観光地であり、道路沿いには、観光案内を始めとする多くの公共サインが整備されている。しかし、地域全体で見ると統一感がなく、加えて派手な色彩の屋外広告物が乱立して、より一層サインを分かりにくくしている。 |
| 取組 (実施内容) | <ul style="list-style-type: none"> ● しずおか公共サイン整備ガイドラインと地域別整備行動計画の内容把握 ● 県屋外広告物条例と自然公園法の担当部署が連携した啓発活動 ● 東伊豆町のモデル事例における屋外広告物の整除の取組 ● 松崎町における地域住民と連携した景観保全活動の取組の支援 ● 伊豆地域の地方自治体や公共的団体が設置した看板の分析 ● 伊豆地域にふさわしい公共サインの色彩・デザインの検討 |
| 取組の 成果・効果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自然公園法の担当部署と連携したちらしを作成し、伊豆地域のすべての市町において広告物規制の周知を図った。 ● モデル事例において、広告主の理解を得ながら屋外広告物の整除を行い、さまざまな機会をとらえ、優良事例としてPRした。 ● 東伊豆町では、地域住民と東伊豆町景観ビジョンを策定した。 |

ポイント

- 観光地において、景観と屋外広告物の共存をどのように図っていくかの合意形成に苦慮した。
- 伊豆地域は広く、それぞれの市町が抱える課題も多様であるため、共通の問題として取り組める課題設定に時間を要した。
- 違反広告物の除却に当たっては、他の違反箇所の指摘を受けたり、代替案の提案を求めたりされる中で、自主撤去に向けて足繁く訪問し説得を行った。

1 きっかけ（経緯）

県は、管理する幹線道路沿いに著名地点誘導標識を整備し、道路案内標識と組み合わせる案内誘導を行う公共サイン整備を行った。しかしながら、それぞれの市町、観光協会等が整備した公共サインには統一性がなく、加えて民間の屋外広告物が乱立しており混乱を招いていた。



県が整備した著名地点誘導標識



乱立する屋外広告物で分かりにくい公共サイン



2 取組（実施内容）

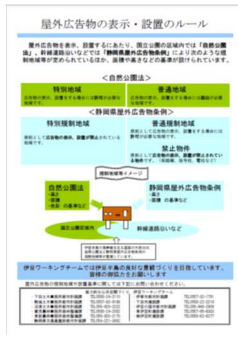
伊豆ワーキングで屋外広告物の規制制度の啓発を行うとともに、勉強会を開催し、モデル事例の景観配慮を検討した。それをもとに、東伊豆町と下田土木事務所が、屋外広告物の整除等の取組を進めた。また、東伊豆町が町民ワークショップを開催し、景観ビジョンを策定した。



3 取組の成果・効果



自然公園法担当部局と連携したチラシ



広告主の理解を得て広告物の整除に取り組んだ事例



東伊豆町景観ビジョン

4 位置図



問合せ先 | 静岡県景観まちづくり課 景観づくり推進班
 tel:054-221-3490 e-mail:keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp

事例7 住民と協働して魅力的な公共空間を演出【箱根町】

1 | 是正指導

2 | 看板撤去・集合化

3 | 規制・誘導

4 | 他部局連携

5 | まちづくり

6 | その他

概要【ここがポイント】

住民と協働し、屋外広告物等による魅力的な公共空間を演出するために、箱根関所通りの事業者で構築される研究会をモデル地区として、町が専門家を派遣するなどの支援をしながら、協働してのぼり旗や看板を撤去した事例である。地区を限定した上で幅広くフォローすることで、最終的には研究会が自主的に現在もなお取組を進めることが出来ており、継続して景観づくりが根付いていることは注目すべき点である。

| 段階 | 説明 |
|--------------|--|
| きっかけ (経緯) | 町のほぼ全域が国立公園内に位置し、従前から自然公園法の規制により、自然環境が保全されてきたため独自の取組はなかったが、屋外広告物が景観に与える影響が大きいと考えるなか、町として何を行うべきかを検討した。 |
| 取組 (実施内容) | <ul style="list-style-type: none"> ● モデル地区の指定（箱根関所通り） ● のぼり旗の掲出本数を2本までとする自主規制の実施。その代替策として次の内容を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯サイトの作成 ・ 箱根関所通りマップ作成 ・ 町広報誌での事業PR ● 重複した交通誘導看板等の撤去 ● 自動販売機や一部店舗等の色彩変更 ● 景観まちづくりアドバイザーの派遣 |
| 取組の 成果・効果 | <ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催し、多くの観光客が押し寄せた。 ● 景観まちづくりを事業者で構成される研究会で継続して実施することが出来た。 ● 取組を流用して他地区での実施に向けて検討を進めている。 |

ポイント

- 短期間に、集中して施策展開するためモデル地区を指定した。
- できることを、できるだけ早く効果的に実施した。
- モデル地区を選定するに当たっての調査や、当該地区の事業者や関係団体との調整を充分に行った。
- 事業者の景観まちづくりに対する意識が各々異なるので、それらを統一するため定期的に勉強会等を開催し、モチベーションを高く持ち続けられるよう努めた。

1 きっかけ（経緯）

取組前は、重複する内容の看板が多く設置されたり、景観を阻害するような要素が点在した。



2 取組（実施内容）

重複した内容の看板等の撤去を実施するほか、のぼり旗の削減や、色彩による修景などを行った。



看板の撤去

自販機による修景

3 取組の成果・効果

当初、屋外広告物の撤去やのぼり旗の削減など、できることを続けていく中で、通りの景観に対する意識が根付き始め、一部店舗では、自主的に外壁を箱根関所と同じ色彩にすることにより、通りの統一感を図っている。



4 位置図



問合せ先 | 神奈川県箱根町都市整備課景観推進係

tel:0460-85-7111 e-mail:seibi@town.hakone.kanagawa.jp

事例8 城下町の屋外広告物【小田原市】

1 | 是正指導

2 | 看板撤去・集合化

3 | 規制・誘導

4 | 他部局連携

5 | まちづくり

概要【ここがポイント】

本市の中心市街地は、小田原駅と小田原城が隣接していることから、商業地域と歴史的地域の両面を踏まえた景観づくりを進める必要があった。そこで、それぞれの地域の特性を活かして本市に相応しい景観を形成するためには、周囲と調和した色彩の客観的な基準と、一定の強制力を持つ制度が必要と考えた。

| 段階 | 説明 |
|----------------|--|
| きっかけ (経緯) | <p>「神奈川県屋外広告物条例」において県内一律の規制であるため、本市の実情にあった広告景観の形成を行うことが難しい状況であった。</p> <p>そこで、本市独自の屋外広告物の規制誘導を行うため、平成18年10月に小田原駅・小田原城周辺地区を対象とする「小田原市屋外広告物条例」を施行し、その後平成22年5月に適用区域を市域全域に拡大した。</p> |
| 取組 (実施内容) | <p>まちなみとしてのまとまりを形成するため現地調査を実施し、これまでの県の条例に加え、マンセル値による「色彩の基準」を規定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小田原駅周辺地区では、樹木の緑が映えるようにするとともに、商店などの建築物の低層部には、賑わい感を持たせ、上部は明るく穏やかな色彩により、秩序と風格のある色彩基準とした。 ● 小田原城周辺地区では、無彩色やごく低彩度色の小田原城に、中彩度色の樹木の緑や空の青さなどを引き立たせるため、落ち着いたきのある色彩基準とした。 |
| 取り組みの 成果・効果 | <p>「屋外広告物条例」の施行と同時に既存の屋外広告物の改善も開始し、条例施行時に基準に適合しない広告物については、目につく大型の広告物から優先的に対応し、一定の期間内に改善を求め、駅周辺地区では、一定の成果を得られた。</p> |

ポイント

- 屋外広告物は、①建物所有者②広告主③看板業者により設置されるが、まず建物所有者に理解を求め、改善提案などを続けた。その結果、建物所有者から各店舗との調整に協力を得た。
- 屋外広告物条例施行時に基準に適合していない広告物は、早期改善を図るため、「小田原市屋外広告物早期改善促進補助金」を導入した。

1 きっかけ（経緯）

- ①遊技店や居酒屋チェーン店などが入店し、壁面はその広告物であふれていた。
- ②この屋上看板は面積も高さも基準に合っていなかった。



2 取組（実施内容）

本市の実情にあった広告景観の形成を行うため、平成18年10月に小田原駅・小田原城周辺地区を対象とする「小田原市屋外広告物条例」を施行した。

■色彩の基準

一の広告物における地(文字以外の部分)に使用する色彩について、色相に応じて彩度を制限しています。

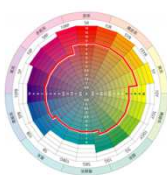


色彩の三要素(色相、明度、彩度)のうち、「彩度」は目立ちやすさや刺激の強さと深い関係があります。

色彩の基準に適合しない部分の面積は地(文字を除く)の面積の1/3以内

一の広告物の地(文字以外の部分)において、以下(1)～(4)の色相は、次に掲げる日本工業規格JIS Z 3781に定める色相による色の表示方法で規定する色相以下(色相)をいう。この規定に適合しない部分の面積は、その色相による色の表示方法で規定する色相以下(色相)をいう。一の広告物の地(文字を除く)の面積のうち、この規定に適合しない部分の面積は、その色相による色の表示方法で規定する色相以下(色相)をいう。一の広告物の地(文字を除く)の面積のうち、この規定に適合しない部分の面積は、その色相による色の表示方法で規定する色相以下(色相)をいう。

■色彩の基準(小田原駅周辺地区・懸垂幕以外)

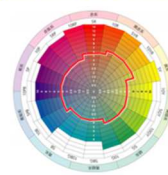


小田原市の顔であり、富士箱根伊豆地域の広域交流拠点でもある駅周辺の景観を賑わいの中にも風格と落ち着きのあるものとする。

- 色彩デザイン展開事例
- × 中彩度を生かした表現
 - 鮮やか表現
 - 反転表現
 - 中彩度を生かした表現
 - 素材を生かした表現

| 色相 | 地色の彩度 |
|--------------------|--------|
| 01R～10Y | 4以下とする |
| 01R～10G, 01PB～10RP | 4以下とする |
| 01B0～10B | 4以下とする |

■色彩の基準(小田原城周辺地区)



無彩色やごく低彩度色で構成された小田原城や中彩度色の樹木の緑や空の青さなどを引き立てるような彩度とします。

- 色彩デザイン展開事例
- × 中彩度を生かした表現
 - モノクローム表現
 - 素材を生かした表現

| 色相 | 地色の彩度 |
|--------------------|--------|
| 01R～10R | 4以下とする |
| 01YR～0Y | 4以下とする |
| 01Y～10G, 01PB～10RP | 4以下とする |
| 01B0～10B | 4以下とする |

3 取り組みの成果・効果

広告物は落ち着いた統一感のあるものへと生まれ変わっていった。



4 位置図

〈広域地図〉



〈拡大図〉



問合せ先|小田原市まちづくり交通課

tel:0465-33-1593 e-mail:ma-keikan@city.odawara.lg.jp

事例9 屋外広告物早期改善補助制度【御殿場市】

| | | | | |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1 是正指導 | 2 看板の集合化 | 3 規制・誘導 | 4 他部局連携 | 5 まちづくり |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|

概要【ここがポイント】

御殿場市では、平成26年4月1日「御殿場市総合景観条例」の施行に併せて、屋外広告物早期改善補助制度を設けた。これは、条例施行に伴い既存不適格となった屋外広告物の早期改善に向け、良好な景観を形成するための屋外広告物の撤去、改修及び移設に対する費用の一部を助成するものである。制度の期間は条例施行から3年間であり、この期間において半数近くの既存不適格広告物が改善された。

| 段階 | 説明 |
|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> きっかけ (経緯) </div> | 条例の施行により、約700件近い屋外広告物（許可を得て設置されたもの）の内、約300件が既存不適格となった。条例では新たに広告物の色彩基準を設けたが、基準不適合となる企業カラーを使用している広告物も多数あり、また、改善には多額の経費が発生する。そのため、補助制度を設けることにより、これらの早期改善を促した。 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 取組 (実施内容) </div> | <ul style="list-style-type: none"> ● 補助内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 50㎡以上の特大広告物：対象費用の1/3以内(上限20万) ・ 50㎡未満の広告物：初回更新手数料免除 (いずれも条例施行から3年間) ● 条例と早期改善補助制度を幅広く周知するため、県屋外広告協会と連携協定を締結し、双方協力のもと改善を進めた。 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 取り組みの 成果・効果 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ● 50㎡以上の特大広告物：2件改善 ● 50㎡未満の広告物：145件改善 (いずれも制度期間内の成果) |

ポイント

- 制度を周知するため、関係団体と連携協定を締結
- 広告主や広告業者に対して継続した文書通知と協議を実施

1 きっかけ（経緯）

「御殿場市総合景観条例」の施行により、約 300 件の屋外広告物が既存不適格となった。

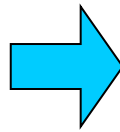
2 取組（実施内容）

- ・ 50 m²以上の特大広告物改善に対する費用補助
- ・ 50 m²未満の広告物改善後の初回更新手数料免除
- ・ 県屋外広告協会と連携協定を締結し、条例と早期改善補助制度の周知、技術的助言、情報共有等、双方協力のもと良好な景観形成に努めた

3 取り組みの成果・効果



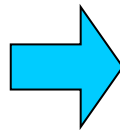
- ・ 地色の彩度 12～13 程度
- ・ 企業カラーを使用
- 【条例基準：彩度 6 以下】



- ・ 地色の彩度 6 以下に改善
- ・ 富士山をイメージした白地に紺色の文字へ変更



- ・ 地色の彩度 12～14 程度
- 【条例基準：彩度 8 以下】



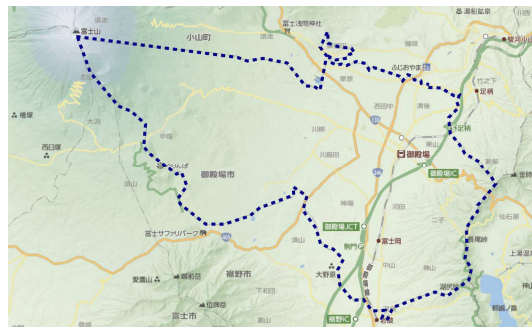
- ・ 地色の彩度 8 以下に改善

4 位置図

〈広域地図〉



〈拡大図〉 市内全域



問合せ先 | 静岡県御殿場市都市計画課景観スタッフ

tel: 0550-82-4231 e-mail: keikaku@city.gotemba.lg.jp

事例10 本栖湖畔看板撤去・集約化【富士河口湖町】

1 | 是正指導 2 | 看板撤去・集合化 3 | 規制・誘導 4 | 他部局連携 5 | まちづくり 6 | その他

概要【ここがポイント】

明日の富士五湖創造会議の中で、本栖湖畔の看板について統一化及び除却を行うこととした。地元漁協や観光協会との連携をとり不要な看板の撤去を行った。

| 段階 | 説明 |
|--------------|---|
| きっかけ (経緯) | <p>平成 21 年 1 月、本栖湖を含む富士五湖は世界文化遺産の構成資産候補とされ、平成 23 年より地元住民等と富士河口湖町及び山梨県が一体となり、世界遺産に相応しい富士五湖を実現するために「明日の富士五湖創造会議」を開催してきた。</p> <p>世界文化遺産の登録が決定したが、その際にユネスコ世界遺産委員会より「多くの標識や看板が美しい景観を阻害している」との指摘を受け、「本栖湖創造協議会」にて本栖湖周辺の看板等の修景方針が決定された。</p> |
| 取組 (実施内容) | <p>現地調査・所有者等情報整理統合</p> <p>↓</p> <p>各看板等の方針決定</p> <p>不要な看板、工作物 → 撤去</p> <p>景観を阻害するもの → 「標準デザイン（案）」に基づき修景</p> <p>↓</p> <p>「本栖湖創造協議会」における方針決定</p> <p>↓</p> <p>修景工事</p> |
| 取組の 成果・効果 | <p>景観阻害物件の除去や集約化が完了し、景観の向上が図られた。</p> |

ポイント

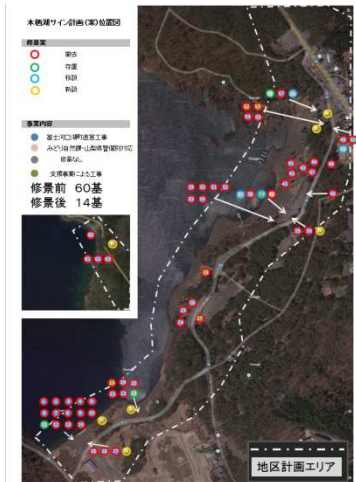
- 本栖湖では世界遺産たる本栖湖を創造するため「本栖湖創造協議会」を立ち上げ本栖湖畔における河川敷の適正利用を様々な点から議論しており、このなかで美しい湖畔の景観形成を目指すためサイン計画（案）を作成し、標識・案内板を整理統合した。

● 1 きっかけ（経緯）

- 古くなり利用されなくなった看板などで湖畔の景観が阻害されていた。

2 取組（実施内容）

調査した廃看板の撤去・集約化を実施した。



撤去・集約化

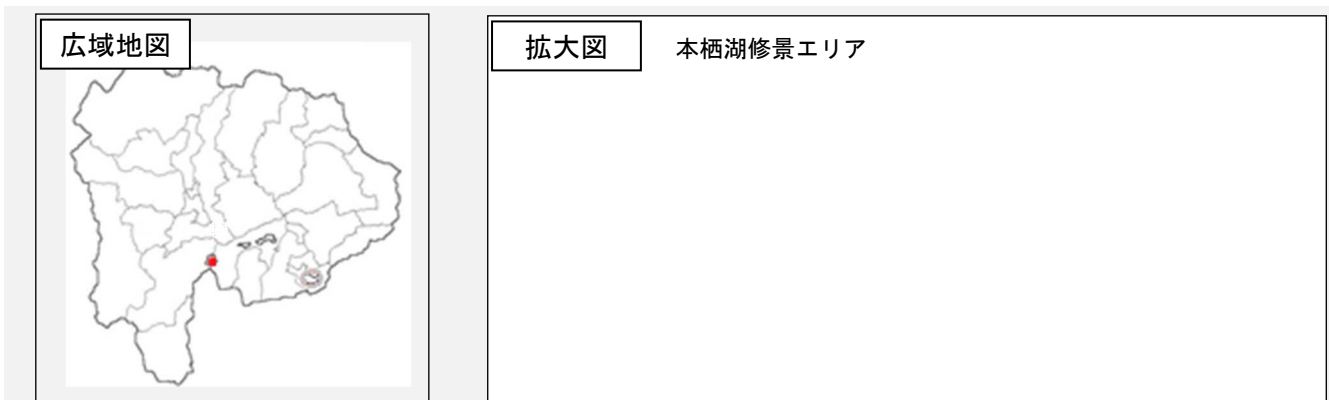


3 取組の成果・効果

景観阻害物件の除去や集約化を行い景観の向上が図られた。



4 位置図



問合せ先 | 山梨県富士河口湖町都市整備課公園管理係

tel:0555-72-1976

e-mail:toshiseibi@town.fujikawaguchiko.lg.jp

事例11 屋外広告物規制強化【富士吉田市・鳴沢村・富士河口湖町】

| | | | | | |
|----------|--------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 1 是正指導 | 2 看板撤去・集合化 | 3 規制・誘導 | 4 他部局連携 | 5 まちづくり | 6 その他 |
|----------|--------------|-----------|-----------|-----------|---------|

概要【ここがポイント】

富士山の世界文化遺産登録の際に、ユネスコ世界遺産委員会から富士山周辺の屋外広告物による景観阻害が指摘されたため、富士北麓の主要道路沿道で屋外広告物の規制強化を行った。

| 段階 | 説明 |
|--------------|---|
| きっかけ (経緯) | 富士山の世界文化遺産登録の際にユネスコ世界遺産委員会から富士山周辺での屋外広告物による景観阻害など過度な開発が指摘されたため、富士山麓の主要道路からの富士山眺望を確保し、美しい景観を保全するために、屋外広告物の許可基準を強化する地域である「景観保全型広告規制地区」に指定する。 |
| 取組 (実施内容) | H25～ 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村と協議を行う H26. 9月 「景観保全型広告規制地区」の指定告示 H27. 4月 施行（4路線） H27. 12月 富士河口湖町と協議を行う H28. 3月 「景観保全型広告規制地区」の指定告示 H28. 10月 施行（2路線） H29. 7月 富士河口湖町と協議を行う H29. 10月 「景観保全型広告規制地区」の指定告示 H30. 4月 施行（3路線） |
| 取組の 成果・効果 | 広告物の新設や更新に伴い、高さ 5m に抑えた建植広告物や色彩を抑えた壁面広告物など規制強化の内容に沿った広告物が増加しつつあり、一部ではあるが効果が現れている。 |

ポイント

- 富士山の眺望、沿道景観を保全することが特に必要な路線について、許可基準を強化できる制度である景観保全型広告規制地区の指定を活用した。
- 強化された基準に合致するように広告物の改修を行う場合は、助成を行うこととした。

1 きっかけ（経緯）

富士山の世界文化遺産登録に伴い、ユネスコ世界遺産委員会は、屋外広告物等が富士山や周辺地域の美しい景観を阻害していると指摘している。その美しい姿を確実に守り、周辺環境を含めより良い状態へ発展させるため、屋外広告物の規制を強化する必要がある。

2 取組（実施内容）

県と市町が協議し、富士山の眺望、沿道景観を保全することが特に必要な路線について、山梨県屋外広告物条例の許可基準を強化した地区として景観保全型広告規制地区を指定した。

3 取組の成果・効果

規制を強化したことにより、広告物の新設や更新に伴い、規制強化の内容に沿った広告物が増加しつつある。

○主な規制強化基準

- 色彩 → 3色以内
- 屋上広告物 → 設置不可
- 建植看板 → 高さ5m以下



4 位置図



問合せ先 | 山梨県 景観づくり推進室

tel:055-223-1325

e-mail: kendosui@pref.yamanashi.lg.jp

平成 31 年 2 月時点